

東近江市立五個荘あさひ幼稚園 重要事項説明書

1 事業者の運営主体

事業者の名称	東近江市
事業者の所在地	滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
事業者の連絡先	0748-24-1234
代表者氏名	東近江市長 小椋 正清

2 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園						
名 称	東近江市立五個荘あさひ幼稚園						
所 在 地	滋賀県東近江市五個荘山本町306番地						
電 話 番 号 ・ F A X	電話 0748-48-3997 F A X 050-5801-1117						
施 設 長 氏 名	平松 ゆかり						
開 設 年 月 日	平成29年 4 月 1 日						
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—	—	45人		
	2号定員	—	—	—	55人		
	3号定員	10人	30人		—	—	—
取 り 扱 う 保 育 事 業	預かり保育、一時預かり保育、延長保育、相談						
事 業 所 番 号	2521310000016						

3 施設・設備の概要

敷 地 面 積		7,311.00㎡	
園 舎	構 造	鉄骨造・木造 平屋建て	
	延床面積	1,764.17㎡	

施設設備の 数と面積	乳 児 室	2室	128.00㎡
	保 育 室	5室	328.00㎡
	遊 戯 室	2室	254.00㎡
	調 理 室	1室	39.75㎡
	調 乳 室	1室	6.00㎡
	幼児用トイレ	13室	100.95㎡
	医 務 室	1室	4.10㎡
	事 務 室	1室	70.00㎡
設 備 の 種 類		プール、冷暖房等	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯場 2,121.00㎡	

4 施設の目的、運営方針

目 的	幼児教育と保育を一体的に提供し、子供の健やかな成長と豊かな人間性の育成を図ることを目的とする。また、地域の子育て支援を行い、家庭や地域社会と連携して、子供の最善の利益を確保する環境を整えることを目的とする。
運 営 方 針	・ 養護と教育を一体的に行い、一人一人の発達を大切にしたい保育・教育を提供する。 ・ 安全で安心できる生活環境を整え、子供の主体的な遊びと学びを保障する。 ・ 家庭や地域との連携を重視し、協働した子育て支援を推進する。 ・ 職員の専門性の向上を図り、組織的に質の高い保育・教育を継続する。 ・ 地域の子育て家庭を支援し、地域に開かれた園づくりを進める。

5 提供する教育・保育の内容

ク ラ ス	年 齢 別 年 間 保 育 ・ 教 育 目 標
0 歳 児	保育者との愛着関係を築き、人への信頼関係の基礎を育む。
1 歳 児	安定した生活リズムの中で、感覚や身体活動を促し、言葉の芽生えを育む。
2 歳 児	保育者の援助により、身体機能を使ってのびのびと遊ぶ楽しさを味わう。
3 歳 児	いろいろな遊びに興味を持ち、自分のしたい遊びを楽しむ。
4 歳 児	友達との関わりを楽しみながら、自分らしさを発揮する。
5 歳 児	友達同士で目的をもって園生活を展開し、深めていく。
年 間 行 事	4 月 入園式、開始式、一学期始業式 5 月 3 歳児保育参観、里山保育、4・5 歳児春の遠足 6 月 4 歳児保育参観、プール開き、5 歳児保育参観 7 月 七夕お楽しみ会、一学期終業式 8 月 9 月 二学期始業式 10 月 3・4・5 歳児運動会 11 月 3 歳未満児親子ふれあい参観、サッカー教室 3 歳児保育参観 12 月 4 歳児保育参観、5 歳児保育参観、学級懇談会 お楽しみ会、二学期終業式 1 月 三学期始業式、3・4・5 歳児祖父母参観 2 月 3・4・5 歳児保育参観、新入園児面接 サッカー教室 3 月 ひなまつりお別れ会、修了証書授与式、三学期終業式

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	いちご

1	歳	児	ばなな
2	歳	児	ぶどう
3	歳	児	ちゅうりっぷ
4	歳	児	ひまわり
5	歳	児	こすもす

6 職員体制

職 種	人 数	職 務 内 容
施 設 長 （ 園 長 ）	1人	園管理運営の総括
主 任 保 育 教 諭	2人	園管理運営の補佐、 子供の教育及び保育
保 育 教 諭	22人	子供の教育及び保育
保 育 サ ポ ー タ ー	1人	子供の教育及び保育の補助
保 育 補 助	2人	子供の教育及び保育の補助
調 理 員	2人	食事の提供（業務委託）
事 務 職 員	1人	庶務
労 務 員	1人	園舎及び備品の保全管理

7 教育・保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日（休所日を除く。）
休 所 日	・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12月29日から翌年1月3日まで ・ その他、市長が必要と認める日

8 教育・保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から土曜日まで	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
------------	----------------------------

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日までの教育時間	3 歳児 午前 8 時 45 分から午後 1 時 30 分まで
	4 ・ 5 歳児 午前 8 時 30 分から午後 2 時まで

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日までの保育時間（11時間）	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
-----------------------	----------------------------

(4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日までの保育時間（8時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
延長保育時間	朝 午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで
	夕 午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

9 利用料金

利用料（利用者負担）	入園のしおりに記載のとおり
------------	---------------

10 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 号 認 定 児 童	入園のしおりに記載のとおり
2 号 認 定 児 童	
3 号 認 定 児 童	

11 給食等の提供について

・ 1 号認定児童には、学校給食センターで調理した給食を提供します。 ・ 2 号認定児童には、学校給食センターで調理した給食を提供します。ただし、夏休み、冬休み及び春休み期間中は自園で調理した給食を提供します。 ・ 3 号認定児童には、自園で調理した給食を提供します。 ・ 衛生管理マニュアル及び食物アレルギー対応マニュアルに基づき、安全安心な給食を提供します。 ・ 園の食育計画に基づき、栄養士及び調理員と連携した食育に取り組みます。
--

12 健康診断について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

原則、全園児を下記の回数で実施します。

- ・園児健康診断 2回
- ・歯科健診 1回
- ・視聴覚健診 1回（4・5歳児対象）
- ・尿検査 1回

13 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・手洗い
- ・嘔吐物及び便の取扱い
- ・清掃
- ・換気
- ・調理（食品の取扱い）
- ・職員の衛生管理

14 緊急時における対応

教育・保育の提供中に子供の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子供の主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、適切に対処しますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	東近江警察署五個荘交番（0748-48-2410）
消 防 署	能登川消防署（0748-42-0119）
医 療 機 関	小串医院（0748-48-2053） 加藤歯科医院（0748-48-2625）

15 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	平松 ゆかり
消 防 計 画 届 出 年 月 日	能登川消防署 令和 7 年 4 月 30 日
避 難 訓 練	火災 9 回、地震 3 回、水害 2 回、 防犯 2 回、総合 2 回
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器、ガス漏れ報知器 非常警報装置
避 難 場 所	第一避難場所 園庭 第二避難場所 山本グラウンド
緊 急 時 の 連 絡 手 段	園メール、電話

16 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 險 の 種 類	全国市長会学校災害賠償補償保険
保 險 の 内 容	学校賠償責任保険、学校災害補償保険
保 險 金 額	支払限度額 身体賠償 1 人につき 5,000 万円 1 事故につき 5 億円 財物賠償 1 事故につき 1,000 万円 死亡・後遺障害補償 死亡 100 万円 後遺障害 4 %～100 % 入院補償 入院日数に応じ 1 万円～ 5 万円

17 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価	実施方法：福祉サービス評価
-------------	---------------

18 虐待防止のための措置

・職員間で情報共有 ・関係機関へ相談や通告 ・人権を尊重した保育の実践

19 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- ・個人情報書類の管理
- ・個人情報の持ち出し厳禁
- ・個人情報の保護と守秘義務についての研修

20 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	濱田 貴子	主任保育教諭
相談・苦情解決責任者	平松 ゆかり	園長
第 三 者 委 員	野瀬 靖子	主任児童委員
	田中 稔	民生委員児童委員

受付方法 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入口に御意見箱を設置しています。

21 地域の育児支援について

- ・未就園児親子を対象になかよし広場を年３回開催

22 小学校等との連携について

- ・園児の資料等（幼保連携型認定こども園園児指導要録）の小学校への送付
- ・校区研究会
- ・授業参観及び保育参観等幼小連絡会